

事 務 連 絡
令 和 2 年 9 月 30 日

一般社団法人 日本経済団体連合会 御中

厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」の支給要件の見直し及び「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」の開設に関する周知への御協力について（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年5月7日から適用している新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置及び当該措置による休暇取得支援助成金（以下「助成金」という。）については、「「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」等の周知へのご協力について（依頼）」（令和2年6月15日付け厚生労働省雇均発0615第1号）等において、周知等への御協力を依頼させていただいたところです。

今般、本助成金の支給要件の見直し及び「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」（以下「特別相談窓口」という。）の開設をすることとしました。具体的な内容及びこれに伴う留意点については下記のとおりですので、これらの内容について御了知の上、傘下団体及び傘下企業の皆様に対する更なる周知に御協力いただきますよう、よろしく御願い申し上げます。

記

- 1 助成金について、支給要件のうち、対象となる有給の休暇制度を事業主が整備し、労働者に周知する期限について、令和2年9月30日を、同年12月31日まで延長いたしました。助成金の詳細については、別紙1を御参照ください。
- 2 働く妊婦の皆さまが相談しやすいよう、母性健康管理措置及び助成金に係る相談に対応する窓口として、令和2年10月1日から令和3年1月31日までの期間、各都道府県労働局において特別相談窓口を設置することとしました。特別相談窓口の詳細については、別紙2を御参照ください。

3 妊娠中の女性労働者は、自ら休業を申し出づらい場合があることから、事業主におかれては、助成金も活用しつつ、妊娠中の女性労働者が休みやすい職場環境づくりに努め、積極的な配慮を行っていただくようお願いいたします。

(参考資料)

職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html